

第24回 国立市介護保険運営協議会

平成27年1月26日（月）

【林会長】

こんばんは。定刻となりましたので、第24回国立市介護保険運営協議会を始めます。今月3回目の運協ということで、大変お疲れさまです。

本日の議題は、第6期介護保険料についてと、第6期事業計画（案）答申についての2つであります。

最初の議題の第6期における介護保険料についてであります。前回の協議会で幾つかのことが決まりました。準備基金の取り崩しを見送り、所得の線引きを従来どおりとして負担していただくことで事務局をお願いしていました。試算の結果につきましては、皆様のお手元に送られたこととともに、それでは、その内容について事務局より説明してもらいます。また、ご希望があれば、各保険料段階の負担割合を調整したシミュレーションも行いたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは、事務局、お願ひします。

【事務局】

それでは皆様、本日机上配付、実は土曜日なのですが、郵送で1回、資料No.96という番号を振ったんですが、申しわけございません、前回96番まで使っておりましたので、97番と番号を直して本日同じ内容ですが、机上に置かせていただきました。保険料の推計という資料をごらんください。

前回、準備基金からの取り崩しを計算に入れてということで5,650円という金額の試算をさせていただいております。その際に準備基金についての取り崩しをする必要はないのではないかというお話と、それから、所得の段階でそのベルトの部分なんですけれども、そのベルトの幅を国の標準の幅で試算を行っていたんですが、従来どおりの国立市の保険料の所得段階で捉え直すということでご意見をいただきまして、準備基金のほうはその場でのパソコンでの計算でできたんですが、保険料段階の当てはめの所得の幅を変更するというので、まことに申しわけなかったんですが、その場での即時の試算ができなくて、今回改めて試算をやり直させていただいた資料がこの97番ということになります。

主な条件として、所得に応じた負担割合は従来そのまま、準備基金の投入をなしとして試算をしております。基準月額、標準的な保険料の月額は5,800円という金額になっております。今現在の第5期の基準月額は5,100円となっております。この保険料推計の条件設定は、前回の運協のときに見ていただいたものとほとんど同じなんです。条件の5番のところ、所得段階の区分は云々とあるんですが、その一番後ろのほうで、本人課税所得層、これは国の標準段階を使っていたものを従来所得の幅、こちらを使うということで、ここの部分に変更をされております。

そして、新しい第1段階と言われている、今の第5期で旧の第1段階、旧の第2段階、今の第5期で第1段階、第2段階と呼んでいる層、これは表の左側の第5期の第1段階、第2段階の説明を見ていただければわかるんですが、生活保護受給者の方あるいは市民税世帯が非課税で老齢福祉年金を受給されている方、そして市民税が世帯で非課税で課税年金収入額と合計所得金額を足したものが80万円以下の方、こちらの方について新しい第1段階と国のほうで設定しているのですが、国の保険料の引き下げ軽減事業の実施の対象として、平成27年度は最大で0.05倍の比率を引き下げることができる

ということでございますので、括弧書きでその事業を実施した場合の数字というのを示させていただきます。

ほかの段階については、実質基準月額が5,800円に上がっておりますので、引き上げという形で一律1.14倍になっているわけですが、この旧第1、旧第2と言われる新第1段階については、国の保険料軽減事業を実施した場合には、保険料月額が2,025円という金額になりまして、第5期の2,041円よりも若干下がるということでの保険料の設定となっております。

また、この低所得者の保険料軽減事業につきましては、消費税の増税部分を原資として考えられた制度でございますので、今回消費税増税が先送りになったということでの0.05倍、新第1段階の0.05倍のみの実施ということになったのですが、今後消費税の増税が完全に実施された場合には、ここの第1段階のところ、それから新第2段階、そして新第3段階というところが引き下げの対象になっていきます。その引き下げ幅は、今現在の制度として提示されているのが、新第1段階で0.2倍の引き下げが可能、新第2段階で0.25倍の引き下げが可能、新第3段階で0.05倍の引き下げが可能というふうに国から制度が提示されております。ただし、これはあくまで消費税の増税が前提ということですので、今回の資料には、2年後にどうなるかというところは、申しわけございませんが、割愛させていただいております。ですので、今ここの表に掲げておりますのは、27年4月からの保険料の適用について確実な線で今決まっているところということで示させていただいております。

これを1枚めくっていただきまして、2ページ目についても同じでございます、先ほど申しました条件で基準の5,800円の方、あるいはそれ以上の所得段階の方について示させていただいております。そして前回ご審議いただきました所得金額が190万円以上から290万円という方ということで、2つ用意した段階につきまして、両方1.5倍であればそれを2つに切って表示する必要はないということで、これはまとめて第8段階とさせていただきまして、総体で12の段階に分けての表示ということでこの資料を作成させていただいております。

そして、1枚めくっていただいて3ページ目です。こちらには、前回と同様ということになるんですけれども、平成32年度、37年度について同じように計算しております、今回のこの条件では、平成32年度で7,353円の基準月額、37年度で8,748円の基準月額という推計になっております。

ここであと1点、資料番号はついていないんですが、A4縦長で、平成26年度給付費見込額と一番上に書いてある資料をごらんください。こちら、本日急遽つくったんですけれども、平成26年度の給付費の今現在の見込額というのを使いまして、今年度でどれぐらいの繰り越しができるのか、貯金ができるのかというところでの試算を本日させていただきました。どういう趣旨かといいますと、今までの保険料の推計の前提条件として、準備基金の残高が1億6,000万で、25年度からの繰り越しが3,000万、合計して1億9,000万なんですけれども、平成26年度中に取り崩し予定が1億円で9,000万の残額が確実に見越せる分と、そこで最大で8,000万までの準備基金の取り崩しということを考えての今までの条件設定をさせていただいたんですが、26年度の見込みがおおむね出てきたということで、それについての試算をさせていただきました。こちらの資料につきましては、基本的には来年度への繰り越しできる金額が7,700万円強という金額が繰り越せるのではないかという見込みが立ったということを示させていただいております。ですので、この見込みが達成されれば、準備基金の残高として来期へ持ち越せる金額というのは9,000万ではなくて1億7,000万

程度のお金を27年度、第6期へ持っていくことができるという見込みの試算額でございます。この場合に、準備基金の取り崩しを行うことが可能かどうかというところも皆様に今回検討していただけたらと考えておりますので、よろしくご検討のほどをお願いいたします。

【林会長】

ありがとうございました。この件につきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。各委員からの質問には事務局にて回答いたします。また、ご希望があればパソコンによるシミュレーションを行っていただけるということでもあります。

ほとんどについては、前回の議論、審議、決定をそのままということではありますが、最後に取り崩しについて何か説明されたのは、今時点というのは、それで全部でしょうか。

【事務局】

前回、残り基金が9,000万しかなくて、8,000万投入してしまうと27年度以降運用できるのが1,000万しか残らないということで、それだったら基金はそのままとおこうというご意見が多かったと思うんですけども、実際のところ、精査したところ、1億7,000万ほどが27年度に繰り越せるという見込みが立ちましたので、そこで、今回の保険料軽減のために準備基金を投入してよろしいですかというか、その辺のご検討をお願いしたいということなんです。

【事務局】

準備基金を投入したときの効果ということなんですけど、おおむね、前回までの試算ですと8,000万円投入すれば100円下がるということで、前回のときは、そこを例えば4,000万にすると50円下がるというようなほぼ単純な計算になっていたんですけども、検討していただいて、8,000万投入で100円下げてもそれほど大きい効果と言えるかどうかというところでご議論いただいたというところなんですけれども、もしこれが1億7,000万の残高であれば、また条件、考え方も変わるのかもしれないということで、今回皆様にご検討いただけたらということです。という趣旨でございまして、簡単に言えば、8,000万円投入すれば100円は変わると、100円下がるとお考えください。

【林会長】

ありがとうございます。ということで、今ご説明があったのは、前回は8,000万円投入すると残りがなくなってしまうということで、それは余りにもリスクの高い判断であろうと考えて、多数の方が準備基金は残しましょうということになったわけです。ただ、今回の試算をすると、1億7,000万円ですか、これは確かなんですよね。1億7,000万円準備基金ができるということで、前回の議論の前提条件に変化があったということで、それについてこちらの運協で委員がどう考えるかということをお聞いているわけです。

【新田委員】

前回までの積み立て計画の3,000万というのは、前回の中にもあったのかどうか。

【事務局】

ありました。

【新田委員】

前回、1億9,000万というのは、3,000万も含めて1億9,000万ということだよ。

【事務局】

はい。

【新田委員】

という話だよ、要はね。今回それにこの5マイナス4で7,000万、これが出てきたという、そういう話なんだね。

【事務局】

はい。前回までは。

【新田委員】

これ、何で分けちゃったんですか、1億9,000、3,000万といたら、前回そういう数字ですよ。また分けると、いきなり3,000万って、もともと予定額というのは、これは何、マイナスになっても予定額という話でしたかね。

【事務局】

ここの3,000万という数字は、25年度の決算で25年度中にできた金額。これは今の残高が1億6,000万、そこに25年度でできた基金への積み立て3,000万円、足して1億9,000万円。ただし、26年度中に1億円投入の予定でしたので、それで27年度以降の残額を9,000万と見ていたんですが、26年度の決算が近づいてまいりまして、その1億投入してお釣りが来るかどうかというところがだんだんわかかってきたというところがございます。

1億投入ということだったんですが、こちらの資料であるように、準備基金に取り崩しに必要な金額が2,300万となったので、1億ではなくて2,300万の投入で済めば7,700万まだ残るということがだんだん今年度の決算が近づいてきてわかってきたということでございます。

【林会長】

計算については、細かな計算についてはご理解いただけでしょうか。ということで1億7,000万円の準備基金が残りそうということなんですが、平成27年度ですが。3年前は1億6,000万だったんですか。3年前は1億ですから、その第5期の頭にあったのが1億6,000万、今のままだと第6期の頭の年に1億7,000万円できそうということ、そこはそんなに、1,000万円ですからあまり変わらないといえば変わらないんですね。

【新田委員】

これ、議論を蒸し返しちゃう話になっちゃうんですよ。だってこの計算だったら、もともとの運協を、大した時間、前、大してなるけど、数字はあったんじゃないの、もともと。だからわざわざその5,800円という数字が出たので、どこからという、そんな感じがしちゃうので、だからそれは出し方として、事務局、整理しないといけないと思うんだ。

【事務局】

少し補足をさせていただければと思うんですけども、大変ある意味で言えば事務局として申しわけない、皆様方に対しての情報提供ということでは申しわけない部分になるのかなと思っております。最終的に今年度の決算に基づいて活用できる金額の精査が甘かったということは、この場を通じてお詫びを申し上げたいと思います。

最終でここで精査をしたところ、これだけの原資が出てきたということでございますので、私どもといたしましては、この準備基金は高齢者の方々のご負担を減らす1つの策として使える原資でございますので、これは活用していただいたほうがよろしいのではないのかなという思いを込めてこの資料を出させていただいておりますので、その点においてご検討していただければと思います。ご迷惑をおかけして大変申しわけござい

ませんでした。

【林会長】

関戸委員。

【関戸委員】

結論としては、前回、全然取り崩さない場合には9,000万円を丸々残すということになったのでね、すると、前回の議論で全体額である9,000万円を残そう、残すという結論だけれども、維持しようと思えばこの1億7,000万から9,000万円を引いたら8,000万使えると、いよいよ使えるんだという趣旨でいいんですか。

【新田委員】

そういうことですね。

【事務局】

そのとおりでございます。

【林会長】

ということで、他の意見としては2つに集約されて、今、事務局のほうから話のあった8,000万円取り崩して約100円保険料を下げた9,000万円残ると、準備基金、というやり方か、もう一つは、前回決めた準備基金を取り崩さないで行こう、そのかわり1億7,000万円準備基金として残ると。細かいことを言えばあれですが、大きく分ければその2つかなと思うんですが、いかがでしょう。

【新田委員】

整理する上で発言させていただくと、もう一つ言うとね、横文字で32年度、7,353円という数字がね、ここに出してしまっていますよね。これが何を意味するのかという話なんですよ。今回4,000から五千幾らになるわけですよね。さらにこの7,353円というのはすごい数字ですよね、要は。逆に言うと、我々はこの2年間だけを考えてこの5,800円、取り崩して半分で100円落してやって、その後、その7,353円、これは誰がどうするかというのはまた別、びっくりするわけでごままして、この数字がなければ、今、関戸委員が言われた、そうだろうなという話になるんだけど、この数字まで考えてここをね、次の上げ幅を考えて決めなきゃいけないのという、そういう整理の仕方を出したのかしら、というのが少し見えないところなんです。数字、いや、数字が出ちゃってるのですよ。だから頭の、どう我々が整理して議論すればいいのかなという話でございます。

【林会長】

事務局、いかがですか。

【事務局】

そうですね、国が示さない、入れてくれという、その意見について、これはまた計算するという形で、今の、これをどう考えるかということまでは……。

【山路委員】

済みません、前回欠席したので、議論の経過が、ここら辺のところがよくわからないままなんです。ただ、もう少し、国がこういう形で平成32年度、これは2020年度ですね、あと6年、5年になりますが、それから平成37年度、これは差し当たっての高齢化のピークを迎える年ですけれども、この試算を出せと言ったのは、このまま放置していれば、間違いなく今の高齢化のペースで、特に高齢者がふえるわけですから、医療もそうですけれども、介護保険料は間違いなく上がっていくことは目に見えている。それを踏まえて、今考えなければいけないという意味で出せということを行っているのだろうと思うんです。それはこれで私は正しいと思うんですが、問題は、こ

の介護保険料、毎年100円とか200円というところで最後のせめぎ合いをするんですが、そんなことでいいのかという話なんですよね。ほんとうに地域の中できちんとした支え合いをつくり、それから今までのような介護保険制度の枠組みの中でこういうサービスを繰り返しては、もう上がることは避けられないわけですから。今回の介護保険の大改正によって地域の支え合いをつくって、介護保険料が上がるのは避けられないけれども、上がるのを少しでも上がり方を下げていくためにどうすればいいのかというのが一番肝心の議論だと思うんですね。そのために、国立はいち早く日常生活支援総合事業を打ち出して取り入れたというのは、今回の大きな目玉ですよ。それを突き詰めてこれからやっていかなければいけない。そのためには、さまざまな取り組みの試行錯誤もあるだろうと思いますし、その中で多少のお金も要ると、新しいサービスをつくり出すために。長期的に、中長期的に見れば、繰り返しになりますけれども、地域の支え合いをつくることによって、少しでも介護保険料の上げ方を抑えることができるという基本的なスタンスを私たちは持つ必要があるだろうと。差し当たって、今の、今期のみ保険料を考えて100円下げるためにその8,000万円を投入することが妥当なのかということ言えば、私はあまりそれはやらないほうがいいと。中長期的に考えて、日常生活総合支援事業をきちっとやっていくためには、この程度の、1億8,000万程度の基金は持っていたほうがいいと思います。そういう、ここ10年、差し当たって2025年までの、あと10年間の枠組みをどうやってつくっていくのかということは大事なことであって、この3年間で100円たかだか下げることがほんとうにいいことなのかというと、私はそうではないと思います。

【林会長】

関戸委員。

【関戸委員】

これまでの、これまでのというか、保険料改定時期、その都度におけるその準備金の残高というのは、これまで大体どのぐらいの推移であったんですか。

【山路委員】

私、さっき話していたじゃないですか、私が答える筋合いは実際ないけれども、3年前は1億6,000万という基金が。

【関戸委員】

その前、さらにその前。

【事務局】

その3年、そのさらに6年前というと、1度だけ安定化基金を借りた記憶があるんですけども。

【新田委員】

マイナスになったんだよね。

【事務局】

3期のときにマイナスになって安定化基金を借りて、4期の……、済みませんが資料がないので、申しわけないんですが。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

【新田委員】

今、私は山路委員が言われたことは重要だと思っていて、これから所得階層がどうなるかという話もありますよね。もちろん高齢化というのは、所得が国民保険に皆さんだんだんできてきて所得がない人になって、それでだんだんそこが厳しくなると思う

んです。我々がやっているこの保険料を払える人たちがですよ。そうすると、これから時代が過ぎれば過ぎるほど、さらに払える階層が少なくなるというその想定をしないとまたいけない。例えば所得段階がここに書いてある12段階があって、結局この9段階以降の人がもっともっと少なくなって、さらに第8、7という、今払っている人たちが少なく、全体的にはそうならざるを得ないんですね、人口から等とすると。そうすると、私はその将来世代を含めて考えた場合は、今の現行の人たちには申しわけないけれどもその負担をしていただいて、次なる世代を受けての資金というのがあったほうが私はいいだろうなと。ただ、それは推計ですから、データが何も出てないので何も言えない、想像だけの話でございます。

【林会長】

先ほど2つの意見があるだろうということで、準備基金を取り崩さないということに関しては、非常に明確なそれに賛同するという意見の表明がありました。取り崩して100円ぐらい保険料を下げたほうがいいということに賛成される意見の方はいらっしゃいますか。中川委員。

【中川委員】

自分たちは施設をやって、事業をやっている事業者として、できるだけ軽減は常に、企業努力もしていますけれども、そういうことは常に考えています。今回、前は準備基金が9,000万ということで、そういうことで私は判断したんですけれども、今、100円は小さいかもしれません。でも今のこの対象になる方たちのことを考えれば、少ないかもしれませんけれども、姿勢としては妥当かなと思いました。国の政策もいろいろ変わってきていますので、消費税の延期の問題もありましたし、そういうことを考えれば、もう少し様子を見てもいいのではないかと思いました。

【林会長】

ほかに。関戸委員。

【関戸委員】

確かに、要は同世代、同世代というか、同世代の次の世代にね、どうという考え方もすごく大事な問題で悩ましいんですけれども、こういう保険という性質からいうと、同世代の人がどう給付に見合った負担というか、そういうふうにするべきだという意味では、保険料を100円安くすべきかなと思っております。

【林会長】

両方意見があるので、これは後にしますかね。ほかにご発言がありましたら。大体意見が出尽くしたら、これは両方意見があるので、採決というか、をしたいと思いますが。

それでは、事務局。

【事務局】

済みません、先ほど8,000万の投入でおよそ100円ということで申し上げたのですが、今パソコンで計算してみたところでは、金額8,000万円投入した場合、100円以上の端数の部分がありましたので、およそ投入前で計算すると5,786円でおおむね5,800円のところが、8,000万円の投入をした場合に132円減少しまして、5,654円で、端数的には5,650円に近い金額まで効果が出るということがわかりました。採決をとられるということですので、そのところを少しご考慮いただければと。100円より若干多く効果が得られそうな試算になりました。

【新田委員】

ついでにね、次の伸び幅、32年度の伸び幅と比較でやらないとよくわからないんですけれどもね。32年度の伸び幅、今回の伸び幅、そこまで計算しないと、ここを出した以上はそういう話だよ。

【事務局】

32年度、37年度につきましては、今回国のほうで試算をする際にそこまでの年限を計算するよということ、人口推計もそこまでの推計をとってやっております。ただ、32年度、37年度になりますと、準備基金の残高についても読めない部分もありますので、このところは準備基金を入れていない計算だということが1点と、それから、国にせよ行政にせよ考えているのが、先ほどもお話の中に少し出たんですが、その時代での負担という考え方で考えていますので、この7,353円に向かって、ここで貯金をしていくという発想が今の介護保険事業にない部分になってしまっている。

【新田委員】

貯金ではないんだよ、それは。貯金という発想ではないんだ、そんなのは。

【事務局】

これは、この金額でおそらく変わらないはずですよ。ここで投入したお金というのが、第6期で使っていくというふうになりますので、それが終わった後で幾ら残って、それをまた投入してということ、計算するというのは、できないはずですよ。

【事務局】

ということではなくて、基金投入前の金額でこう行っちゃってるということで、基金投入云々かんぬんは関係ないという。

【事務局】

基金を投入してもこの数字は変わらないですよ。

【新田委員】

よくわからん。全然よくわからないんだけど、では日本の国の支出というのは、だって消費税が何%を想定して、それで日本の国の問題というのから考えないとこれはできない話じゃないですか、はっきり言って。今の消費税が上がったとしてさっきの第何段階だっけ、減るわけですよ。そんな日本の時代ってあるのっていう話ですよ、これから10年間。そこを想定した場合に、我々は何をしなければいけないのかということ、国はともかくも、このまちを守らなければいけないという基本路線があるじゃないですか。そういう話ですよ。だって保険者は区市町村ですから。区市町村ですよ。であれば、区市町村が、国の景気とどうのこうのというよりも前に、私たちが守るためにどうしなければいけないかという、そのくらいやらないといけないという発想、次の世代とかそういう世代論とかそういう話ではなくて、我々が自分で守らなければいけない、市民を。守るためにはどのようなあれを持っていかなければいけないか、そちらのほうが正しいような気がするんだけど、間違っているのかな。さっき事務局の方が言ったような発言、どうもおかしいと思うんだよ。意味がよくわからない。

【伊藤委員】

市民を守るという意味でも、もう国がというのを当てにできるような時代ではなくなってきたし、景気が中折れすることを信じて先送りします、では2年後は、もっと中折れしていても上げるのという話にもなりますよね。そんなものは全然当てにならないわけだから、余計準備基金の取り崩しなんかをするような状況には全くないと私は思います。

【新田委員】

もう一つだけ意見を言わせてください。ついでに言いますとね、国保財政、今、国立

は幾ら赤字だと思いませんか。一般税からどれぐらい出していますか。あれはこの数十年の国立の保険料の決め方で上がったんじゃないですか。介護保険料もそうやってはいけないと思うんですよ。同じことを繰り返しては絶対いけないですよ。国保が一般財源からどれだけ赤字補填で出しているかという。さっき、もちろん医療のあり方とかいろいろ問題はありますよ。だけどそれだけ一般財源から出しているんですよ。このまま行くと、一般財源から出すようになるんですよ、介護保険も。絶対そうなりますけれども、そこを前提として議論してほしいですね。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

【山路委員】

今の国民健康保険の話は、私、財政改革審議会をやっていまして、答申を出した行きがかりから、多少状況は判明して、その中に、答申案の中に盛り込んだんですけども、要するに国保は保険という考え方が、国保の運営協議会の方々、これは後ろにいらっしゃる議員さんはよくご存じだと思いますが、市議会議員さんも入っておられたんです。全部市会議員の方々は、保険料の値上げに反対していたんです。この十数年間上がってないんですよ。市民は、市民委員の方々の多くは、これは国保の財政状況から考えると上げざるを得ないと言ったにもかかわらず、議員の方々は全て反対してきたんです。結果として上げられなかったんです。結果として幾ら赤字が投入されていると思いませんか。年間10億円以上の一般会計からの赤字が補填されているんです。保険と言えませんよ。要するに目先の上がり方をやめるために、結果として膨大な赤字を生み出してきているんですよ。それが市民に対して責任をとったと言えますか、という話なんです。保険という枠組みの中で、いかに支出を抑え、保険料の上がり方を抑えるのかというのが本来の我々の役割であるにもかかわらず、目先の上がり方を避けるためにそんなばかなことをやってきているんですよ。そういうことはやめましょうということですね。

【林会長】

それでは、ほかにもし意見がもう大体出尽くしたようでしたら、採決をしたいと思えます。準備基金を取り崩さないか、あるいは取り崩すかということで、挙手をお願いします。

では、準備基金は取り崩さないでいこうということに賛成の方。

(賛成者挙手)

【林会長】

ありがとうございます。今10人です。

準備基金は一部取り崩して保険料を下げるべきという意見に賛成の方は。

(賛成者挙手)

【林会長】

3人。ありがとうございます。

はっきり差がつかしましたので、本協議会としては、準備基金は取り崩さないで、今回出た試算、5,800円で第6期は進めたいということに決定させていただきたいと思えます。

それでは、次の議題に移ってよろしいでしょうか。第6期事業計画(案)答申についてであります。先日の協議会でもその素案について事務局より説明してもらいましたが、幾つかご指摘いただきました点を直したものが今回配付されております。その内容につきまして、事務局より説明してもらいます。それでは、事務局、お願いします。

【事務局】

それでは、お手元に配付させていただきました資料No.98、第6期国立市介護保険事業計画（案）をごらんください。

前回の素案の段階でのご指摘の中で、介護人材の確保であるとか何点かご意見を頂戴いたしまして、その部分を直したというのがメインになっております。介護人材の確保についてというのは、一番最後の33ページに林先生にいただいた「おわりに」の文章の中で触れていただくということでやっております。

さまざまな各種統計のグラフについてなんですが、まだワークシートの中の数字をグラフ化して全部配置しているというところまで行っておりませんので、こちらにつきましては、申しわけございません、きょうの資料に入れ込むことはできておりません。

基本的には、前回ごらんいただいたものとほぼ一緒のものになっておりまして、文章も内容の語尾の表現等をである調で統一していくということで書き直しをさせていただいた点と、ある程度の資料ページ等の改ページを行って見やすさを入れていった点。それから、8ページ、9ページ前後から始まっている今現在の国立市の現状分析のところ、前はグラフの説明があまり十分に書けていなかったところもございまして、小さく吹き出しのようになっているという点しかなかったんですが、ここについて、他市との認定率の比較であったり、高齢化率と認定率の関係性であったりといったところのコメントを各表ごとに入れていくというようなところを14ページまでにわたって示させていただいております。その他文章の見やすさについての変更、そちらを行わせていただいております。ざっとのところでは、ほぼ同じ形で、読みやすさのためと、グラフの説明の追加というのをやっております。

きょうぱっと見てそのまますぐこれをどうこうということではなかなかわからない部分もあるかと思しますので、またこちらの内容につきまして確認しておきたい点とかありましたら、今でも結構ですし、この後でもご指摘いただければ訂正等はさせていただきますので、よろしくご検討いただければと思います。

【林会長】

ありがとうございます。なお、前回協議会でも申し上げましたとおり、細部の文言のそごにつきましては、正副会長と事務局とで調整したいとの旨、事務局より申し出がありましたので、各委員にはその旨、ご了承をいただければと思います。もちろんお気づきの点がありましたら事務局に連絡してください。対応するというものですから。いつごろまでですかね、事務局で対応できるのは。

【事務局】

2月4日に市長に会長から答申を渡していただく予定になっておりますので、今月いっぱいぐらいまでにいただければありがたいと思っております。そのぐらいかかってしまうのですが、2月4日、9時半から林会長にお願いしているんですけども、そのほかの委員さんでも、もし一緒にお立ち会いいただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【林会長】

ありがとうございます。何かご意見、ご質問がありましたら。中川委員。

【中川委員】

24ページの「高齢者の住まいについて」、ここに、括弧書きですが、「サービス付き高齢者向け住宅」と書いていますけれども、自分の法人は、おそらくこの期間中に1つ検討しているところがありまして、具体的に言えば軽費老人ホームです。東京都の所管なんですけれども。こういうものはこのほうに該当するのでしょうか。できれば「住宅等」とかにやっておけば、具体的に軽費老人ホームということは書かなくても、

もしお許しがあれば、正式に協議に入った場合に、このあたりに入れておいてもらえればありがたいなと思いました。

【林会長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

高齢者の住まいというところ軽費老人ホームの区分けがよろしいかどうかは確認させていただいて、ただ、軽費老人ホームについては、整備になりますので、どこかに、整備、施設整備のところに入れるか、検討させていただいて書き加えたいと思いますので、ありがとうございます。

【林会長】

よろしいでしょうか。軽費老人ホームについては調べてくださるということですが、高齢者の住まいとしては、ここに書いてある「サービス付き高齢者向け住宅」以外には余りないのでしょうか。

【新田委員】

逆に「等」と書いておけば、それは検討するわけだからいいわけですね。

【林会長】

これは「等」と入れたほうが。「サービス付き高齢者向け住宅等」で特に問題はなさそうなので、むしろ「等」を入れたほうが。軽費老人ホームが高齢者の住まいかどうかは調べてくださるということですから。ほかにいかがでしょうか。

ないようでしたら、きょうはこれで承認をして、もちろんまだ今月いっぱい、もしお気づきの点がありましたら事務局のほうにお伝えいただけたらと思います。

それでは、最後の議題でその他ですが、先ほど課長のほうからお話されたように、2月4日、午前9時30分に市長に答申をいたします。私は来ますが、一緒に来てくださる方があってうれしいので、ぜひ。多分セレモニーは全て終わって写真を撮ったりして、その後、20分ぐらいですかね、市長と話ができますので。

【関戸委員】

済みません。

【林会長】

関戸委員。

【関戸委員】

前回の、最後、ページを打ってないところで、例えば国立市の後期高齢者要介護認定状況マップとかついていたんだけど、今回はついてないんだけど、これは。

【事務局】

電子ファイルが別ファイルになっていて、きょうは一緒にとじるのを漏れておまして、申しわけございません。前回と変わりがなく今はつけるという形です。申しわけございません。

【林会長】

事務局から。

【事務局】

その他としてということで、先ほど宮崎からも申し上げましたとおり、2月4日、午前9時30分から、林会長に答申を市長に提出していただく、答申書を渡していただくというこの予定になっております。先ほど来申し上げておりますとおり、希望する委員の方には、その答申を渡す際にご出席いただければと思っておりますので、その旨、ご出席いただける委員さんがいらっしゃいましたら、事前に事務局にご連絡いただければ

ばと思います。予定としては、30分程度の時間を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

その答申が終わった後、事業計画案としてのパブリックコメント、そして市民向けの説明会を実施していく予定でございます。市民向け説明会につきましては、2月18日、水曜日、20日、金曜日、23日、月曜日を予定しております。そして3月には事業計画の策定ということで、この後のスケジュールを進めていきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、次回の運協の予定につきましては、決定次第連絡させていただきたいということでございますので、こちらもよろしくお願いいたします。

【林会長】

ありがとうございました。もしないようでしたらこれで終わりたいと思います。よろしいですか。

それでは、これにて本日の協議会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

—終了—（19：53）